

おわりに

今回の事件は、立川市政始まって以来の不祥事であり、市民の市政への信頼を根本から覆すものであった。

一連の事件の裁判は平成16年7月14日に予定されている甲業者の判決をもってすべて終了する見込みである。

本調査委員会は、弁護士チームによる原因の究明と総合所見と改善案、監査法人の入札・契約制度全般の分析・調査結果に基づくコンプライアンス体制の構築と入札・契約制度の改善等について、外部委員（市民）の参加を得て検討し、約100項目に上る提言をまとめた。

しかしながら、弁護士チームの報告書にもあるように、裁判の中で出されたことの全部を検証・究明することはできなかった。これらについては当委員会の任務を超えるものであるが、今後、公務に対する信頼を回復するためにも、立川市として事件の総括を早急に行い公表することが重要である。とりわけ、人事のあり方及び業務管理にかかる市長のリーダーシップについては、様々な指摘があることから、これを真摯に受け止め、猛省を求めたい。

市議会においても、議員アンケート結果や4名の議員の意見書も提出されていることなどから、自らの権能を発揮し真実を明らかにするとともに政治倫理の確立をはじめ自浄能力を発揮されることを強く求める。

また、裁判で明らかになったように、業界においても企業倫理の確立が急務であると考ええる。

立川市では今回のような事件を二度と起こさない、起こさせないという固い決意を、行政、議会、市民、業者の総意をもって示す必要がある。

本報告書をはじめ関係資料のすべてを市民に公開し、実施にあたっては市民の意見を聞くなど、市民の理解と協力を得るとともに、今後、すみやかに市民参加による制度改革・改善施策の評価体制を構築すべきである。

なお、市政全般にわたる改革を着実かつ速やかに実施し、「新生立川」に向かって行政が全力を注ぐことを重ねて強く求める。

最後に、委員会へ様々な視点から意見・提言をされ、熱心に傍聴していただいた市民、議員、報道関係者など、多くの方々に深く感謝申し上げる次第である。